

令和 6 年度第 2 回成田市健康づくり推進協議会会議録

1 開催日時

令和 7 年 3 月 27 日(木) 午前 9 時 30 分～午前 10 時 15 分

2 開催場所

成田市赤坂 1 丁目 3 番地 1
成田市保健福祉館 多目的ホール

3 出席者

(委員)

萬谷委員、里見委員、野内委員、根本委員、穴倉委員、
菱川委員(代理 遠藤喜成)、小松委員、加瀬林委員、
(事務局)

高橋健康推進部長、柴田地域医療政策課長、飯田健康増進課長
地域医療政策課：成田課長補佐、森主幹、田中係長
健康増進課：山倉係長、三宅係長

4 欠席者

京増委員、加藤委員

5 会長あいさつ

6 部長あいさつ

7 議題

議案第 1 号 令和 7 年度 健康推進部(健康増進課・地域医療政策課)
事業計画(案)について

8 議事（要旨）

議案第1号 令和7年度 健康推進部（健康増進課・地域医療政策課）

事業計画（案）について

令和7年度 健康推進部事業計画（案）について、事務局より主な事業の説明を行った。

山倉係長：

私の方からは、健康推進部事業計画（案）のうち、健康増進課事業についての説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

健康づくり推進事業の表うち、1 段目の健康づくり推進協議会でございます。本日、お集まりの皆さまに委員としてご協力いただいておりますが、本協議会は「成田市健康づくり推進協議会設置条例」に基づいて市民の健康づくり対策を積極的に推進するために設置されており、会議については、例年7月と3月、年2回開催させていただいております。

また、本協議会の委員の皆さまには、本日の推進協議会の後に開催いたします「健康・福祉まつり実行委員会」の委員も兼ねていただいております、この実行委員会は健康づくり推進協議会に併せて7月と3月に開催をしております。

次に、4 段目、健康・福祉まつりでございます。

健康・福祉まつりは、健康づくりに関する知識の普及、保健福祉に関する団体の紹介などを目的に、これまでに19回開催をしております。

令和2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより中止となりましたが、令和6年度はみなさまのご協力のもと、無事開催することができました。来年度も開催に向け準備を進めてまいりますので、この後開催いたします、「健康・福祉まつり実行委員会」において、開催予定日などについてお諮りさせていただきます。

次に、動画配信による健康教育につきまして、令和6年度は、健康づくり講演会の様子を動画配信も行うことにより、より多くの方が講演会を受講できるように取り組んだところであります。令和7年度においても、国の指針である健康日本21の3次計画にある、働き世代や無関心層を含めたより多くの市民に対してのアプローチとして、令和6年度の取り組みを継続するとともに、他の分野においても動画配信を活用し、いつでも参加できるSNSを活用した啓発活動を推進してまいります。

2 ページをご覧ください。がん患者の精神的・経済的な負担を軽減するとともに、社会生活を支援するため、がん患者等支援事業を実施しております。

がん患者補整具等購入費等助成につきましては、ウィッグと胸部補整具及びエピ

テーゼの購入やレンタル費用の一部を助成しております。ウィッグの購入又はレンタルについては、3 万円を上限とし、胸部補整具の購入については 2 万円、エピソードについては 5 万円を上限として助成しております。

次に、免疫消失児任意予防接種費助成につきましては、骨髄移植や小児がんの治療により、すでに受けた定期予防接種の免疫が低下または消失し、医師から再度予防接種を受ける必要があると判断された 20 歳未満の方に対し、再接種費用を助成いたします。さらに、R6 年度から、新たながん患者支援事業といたしまして、若年がん患者療養費助成を行っております。

若年がん患者が、住み慣れた自宅で療養生活を送ることができるよう、在宅医療に必要なサービスの費用に対し助成を行うもので、対象を在宅の 40 歳未満の者であって、がんの末期の方を対象に、訪問介護・訪問入力介護・福祉用具貸与・福祉用具購入に対する助成を行っております。

続きまして、3 ページをご覧ください。一部新規と記載のあります「妊産婦・乳児一般健康診査費助成制度」でございます。現在、本市における妊婦及び乳児の健康診査については、妊婦 14 回分・乳児 3 回分の受診票を交付し、委託医療機関等で受診票を使用して健康診査を受診することで、助成を行っておりますが、出産後に受診する「産婦健康診査」や、出生後の「1 か月児健康診査」にあつては、ほとんどの産婦・1 か月児が受診しているにもかかわらず、その費用については全て自費による負担となっている状況です。

このような中、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、新たに産婦健康診査及び 1 か月児健康診査に対する費用助成を開始いたします。対象者は、4 月 1 日以降に産婦か 1 か月児健康診査を受診した市民の方で、助成額は産婦健診が産後 2 週間と 1 か月の計 2 回分で各 5,000 円、1 か月児健診が 1 回分で 6000 円となっております。

続いて、次の段の「特定不妊治療に係る先進医療費助成・不育症治療費等費用助成制度」についてですが、令和 6 年度より、特定不妊治療に係る先進医療費助成を開始しました。特定不妊治療は令和 4 年 4 月 1 日から保険診療となりましたが、保険診療と併用して行う先進医療は、全額自己負担となっている状況であるため、市独自の措置として助成を行っております。助成額は特定不妊治療と合わせて受けた先進医療に要した費用の 7/10 に相当する額とし、1 回の治療につき 5 万円を上限としており、令和 6 年度はこれまで 4 件の申請がありました。

4 ページをご覧ください。「初回産科費受診費助成」です。妊娠の確認のために医療機関に受診した際に発生する初回産科費用について、上限 1 万円まで助成しております。対象者は、当市に住民登録があり、市民税非課税世帯に属する者、又はこれと同等の所得水準であると認められる者となります。低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、本事業で把握した支援が必要な妊婦に対しては、適切な支援が提供されるよう、関係機関との連絡調整を行い、連携を図ってまいります。

次に母親学級における、妊婦及び夫またはその家族に対するミニ講座及び調理実習についてご説明いたします。本年度中にこれまで実施していた方法について、母親学級に従事する歯科医師、助産師、歯科衛生士、栄養士、保健師により、内容等あり方に関する検討会を開催いたしました。より多くの妊婦及び家族の方が学べる教室の運営について検討してまいります。

続きまして、少し飛んで9ページをご覧ください。成人保健事業といたしまして、各種健康相談事業についてですが、長年実施しておりました医師による健康相談につきまして、予約者が年々減ってきていることや、他課事業で行っている保健指導事業などがあることから、令和7年度は保健師・栄養士による健康相談として実施することといたしました。健康課題の見直しを行いながら、対象者を検討し、対象者にあった健康相談の実施に努めてまいります。

少し飛びまして、12ページをご覧ください。12ページから14ページまでが健康診査事業及び各種がん検診事業でございます。令和6年度より、集団検診において、大腸がんを除くすべてのがん検診について予約制を導入いたしました。また、午後の時間帯も設定し、胃がん検診を受けない方は午後の検診を選ぶようにいたしました。個別検診につきましても昨年度より健康診査・がん検診ともに、40歳以上とし、実施期間は5月から翌年1月までを予定しております。

続いて、16ページをご覧ください。成人歯科検診につきましては、令和4～6年度にかけて、国が実施する歯科健康診査推進事業のモデル事業を活用し、特に受診率の低い年齢を対象とした受診勧奨を行い、受診率向上に効果が見られましたことから、令和7年度も同様に受診勧奨を行います。

健康増進課における事業計画案についての説明は以上になります。

森主幹：

続きまして、健康推進部事業計画（案）のうち、地域医療政策課が所掌する事業についての説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。上段の表になりますが、地域医療対策事業でございます。本事業は、市民の健康と初期救急医療体制を守り、救急医療の充実を図ることを目的に実施しており、来年度につきましても、初期救急医療体制の維持・確保のため「救急医療体制整備負担金」を交付するなど、引き続き地域医療体制の充実を図ってまいります。

次に、看護師等修学資金貸付事業でございます。本事業は平成25年度から開始した事業となりまして、看護学校等に在学する学生で、看護学校等を卒業後、正規の修学年数以上、成田市内の病院に看護師等として勤務しようとする学生に対し、月額5万円を限度に無利子で修学資金を貸し付け、市内における看護師等の確保及び地域医療環境の充実に資することを目的としております。令和6年度の申請の状況につきましては、2月末時点で75名となっており、令和5年度の88名と比べます

と、若干の減少となっております。令和 7 年度につきましても、予算の範囲内を貸付の上限として、120 名分の予算を計上しております。

なお、卒業生の就職状況であります。令和 5 年度は卒業生 70 名の内、63 名、率にしますと 90%の方が市内の病院に就職しており、市内病院の看護師等の確保に一定の役割を果たしていると考えております。

次に 20 ページをお開きください。医療相談ほっとライン事業でございます。本事業は 24 時間フリーダイヤルにより医師、保健師等の専門家により無料で健康・医療・子育てなどのアドバイスが受けられる事業であり、平成 22 年 5 月から実施している事業でございます。例年、年間 4,000 件以上の電話相談が寄せられているところでございます。

次に、中段の表になりますが、急病診療所管理運営事業でございます。成田市急病診療所は、本市における夜間、日曜・祝日、年末年始などの初期医療体制を担うことを目的に設置されたもので、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の皆様の協力を得て運営をしております。診療日は、内科・小児科は 365 日毎日・外科は毎週日曜日、祝日、年末年始やお盆の期間、歯科は祝日、年末年始やお盆の期間となっております。

次に、21 ページをご覧ください。中段の表、骨髄等移植ドナー等助成制度でございます。本事業は平成 30 年度からの事業で、骨髄等を提供したドナーと、国内の事業所においてそのドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、骨髄等を提供しやすい環境を整備し、骨髄等の移植の推進とドナー候補者の登録の推進を図ることを目的として実施しており、今年度の状況は、2 月末現在でドナーへの助成が 2 件となっております。

また、令和 6 年度から、助成対象者を拡大し、骨髄等の提供について最終的な同意をした後に、提供が中止となった方についても助成対象に含めることとしております。なお、助成額はドナーにつきましては、移植に伴う通院や入院 1 日あたり 2 万円で上限 14 万円、事業者についてはドナー休暇 1 日あたり 1 万円で上限 7 万円となります。

次に 23 ページをご覧ください。予防接種事業でございます。本事業は、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために各種予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること、また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的に実施しております。それでは、主な予防接種についてご説明いたします。

24 ページをご覧ください。麻しん風しんの予防接種について説明させていただきます。一部の製造業者の出荷停止によるワクチンの供給不足、また、対象者の期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難になったことを受けて、国では、第 1 期・2 期の対象者、及び第 5 期で今年度末までの抗体検査の結果、抗体が不十分であるが令和 6 年度末まで予防接種を受けられなかった者に対して、令和 7 年 4 月 1

日から令和9年3月31日までの2年間、定期予防接種として差し支えないと定めました。これにより、関係医療機関や対象者に通知を行いましたが、今後も、ワクチンを希望する方が適切に接種できるよう、丁寧な説明や周知に努めてまいります。

次に、ヒトパピローマウイルス感染症による子宮頸がんを予防する HPV ワクチンのキャッチアップ接種でございます。

定期接種の積極的勧奨が控えられていた期間に接種を逃した方への救済措置としてキャッチアップ接種を令和4年4月1日から令和7年3月31日までとして実施しておりますが、今年度夏以降の需要増加に伴うワクチン供給不足により、キャッチアップ期間中に最低1回接種しているが、3回未完了である方に対して、令和8年3月31日まで接種期間が延長となりました。ワクチン接種をあきらめることがないよう、3回の接種が完了していない方に対して、個別通知を行った他、ホームページや広報なりた、SNS などでお知らせを行っておりますが、今後も効果的な周知に努めてまいります。

高齢者の予防接種についてご説明いたします。26ページをご覧ください。まず、高齢者肺炎球菌感染症予防接種の自己負担額についてです。ワクチン代相当額として4,680円を自己負担額として医療機関でお支払いをしていただいておりますが、インフルエンザワクチンを除く他のB類疾病ワクチンと同様、自己負担額を全委託料の半額として算出いたしました結果、約4,500円となりました。令和7年度より4,500円に変更させていただきます。

最後に、带状疱疹予防接種ですが、令和7年4月1日より新たに定期予防接種として開始されます。対象となる方は、年度末年齢で65歳以上の方、接種日当日、60～64歳で免疫不全のため身体障害者手帳1級相当の方、5年間の経過措置として年度末年齢で70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方、7年度のための措置として年度末年齢で101歳以上の方となります。自己負担額は、生ワクチンは4,500円、組換えワクチンは2回接種となりますが、1回11,000円としております。周知方法といたしましては、広報なりた・行政回覧・ホームページなどでお知らせするほか、65歳以上の対象者の方へは、今月中に予診票を発送し個別通知を行う予定です。

以上で、令和7年度健康推進部（健康増進課・地域医療政策課）の事業計画案についての説明とさせていただきます。

※委員からの主な発言は以下のとおり

穴倉委員代理・遠藤氏：看護師等就学資金貸付事業について、医師や薬剤師も不足している状況だが、対象を医師や薬剤師にも拡大する見込みはありますか

地域医療政策課長：医師の就学資金については県による貸付制度などがある状況ですが、現在のところ本制度を拡大する予定はありません。

根本会長：介護の方も人材が不足しているので、そういった部分に対しての対策も考えてほしい。

高橋健康推進部長：成田市では介護職員の勤務年数に応じて補助を行う、介護版なりた手当という制度を設け、支援を行っているところです。

萬谷委員：成人歯科検診についてモデル事業として成果があったとのことですが、件数はどれぐらいか

飯田健康増進課長：令和 5 年度におきましては、30、40、50 歳をターゲットに受診勧奨を行い、30 歳で 2.23%、40 歳で 2.57%、50 歳で 2.49%が受診されました。引き続き受診につながるよう、勧奨を行ってまいります。なお、健康増進計画中間評価で行ったアンケートでは、かかりつけ医で歯科を受診しているという数字は市の健診で把握している割合より高いものとなっており、この数値をどう評価すべきかという点はひとつの課題と考えております。

野内委員：事業の成果としての数字は低いかもしれないが、受診への意識を働きかける点で意義のある事業だと考える。

原案どおり承認

9 傍聴者

傍聴者 0 人